

平成24年3月
国土交通省自動車局

幼児専用車の安全性に係る検討について

○ 背景

現在、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）において、幼児専用車（幼稚園バス）については、幼児自らが座席ベルトを容易に着脱することができず、緊急時の脱出が困難になるおそれがある等の理由から、座席ベルトの装備義務を除外しているが、平成20年6月の後席座席ベルトの着用義務付けられて以降、自動車ユーザーのベルト着用に対する意識が向上し、幼児専用車についても座席ベルトを装備すべきとの要望がある。このことから、幼児専用車への座席ベルトの装備の必要性を含め、幼児の安全な乗車について、検討を行う必要が生じているところ。

○ 幼児専用車への座席ベルト装備に係る主な課題

➤ 技術的な課題

- ・ 幼児自らが容易に着脱することができず、緊急時の脱出性が困難になるおそれ
- ・ 乗車する幼児の体格は年齢によって様々であり、一定の座席ベルトの設定が困難であるおそれ など

➤ 使用上の課題

- ・ 座席ベルトの誤装着による頸部又は腹部圧迫のおそれ
- ・ 座席ベルトの正しい装着を確認のために同乗者（幼稚園教諭等）の着脱補助作業が発生し、運行時間の延伸による定時運行が困難となるおそれ など

○ これまでの検討経緯

- ・ 平成21年—幼児専用車に係る事故の実態を把握
- ・ 平成22年—幼児専用車の安全性調査（衝突実験）を実施

○ 専門家等へのヒアリングの実施

幼児専用車の使用者となる幼稚園団体に対して幼児専用車の使用実態等についてヒアリングするとともに、幼児の身体構造に知見を有する医師に対して座席ベルト等の安全装置が、幼児の身体に与える影響等について医学的検知からの意見を伺った。（別紙参照）

1. 幼児専用車に適用する基準

保安基準第1条

- ◆ 幼児専用車の定義

保安基準第22条

- ◆ 座席寸法要件
- ◆ 補助座席の装備禁止

保安基準第22条の3

- ◆ 座席ベルトの装備要件の除外



保安基準第23条

- ◆ 通路の設置義務
 - ◆ 通路寸法要件
- ## 保安基準第24条
- ◆ 立席の設置禁止

保安基準第26条

- ◆ 非常口の設置義務
- ◆ 非定口の寸法等



保安基準第18条

- ◆ 車体への表示



保安基準第25条

- ◆ 乗降口の設置義務
- ◆ 乗降口の寸法等要件



注：この他、原動機、制動装置等の自動車の基本性能に関わる要件が適用される。